

現行	改正後
<p>第一条～第三条の三 （略）</p> <p>（特定工程等の指定）</p> <p>第三条の四 法第七条の三第一項第二号の規定による特定工程の指定に係る建築物は、新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）に係る建築物で、次の各号に掲げる建築物のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。次項において同じ。）、長屋又は共同住宅で木造（建築物の構造耐力上主要な部分のうち、軸組工法にあっては柱、土台及びはりの大部分を、枠組壁工法にあっては耐力壁及び床枠組の大部分を木造とするものに限る。以下同じ。）のもの</p> <p>二 木造の建築物で新築等に係る部分の地階を除く階数が三以上のもの</p> <p>三 法第六条第一項第一号に掲げる建築物で木造以外のものうち、新築等に係る部分の地階を除く階数が三以上のもの</p> <p><b>四</b> 法第六条第一項第一号に掲げる建築物で、新築等に係る部分の居室における一の天井の水平投影面積が五百平方メートルを超え、かつ、当該天井のふところの最大の高さが一・五メートル以上であるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物は、法第七条の三第一項第二号の規定による特定工程の指定に係る建築物から除くものとする。</p> <p>一 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物</p> <p>二 法第六十八条の二十第一項の認証型式部材等である建築物</p> <p>三 法第八十五条第五項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物</p> <p>四 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で木造のものうち、次のいずれかに該当するもの（前項第四号に該当するものを除く。）</p> <p>イ 新築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以下のもの</p> <p>ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項に規定する評価方法基準による建設住宅性能評価を受けるもの</p> <p>ハ 免震構造のもの（平成十二年建設省告示第二千九号に定める基準に適合するものに限る。）又は丸太組構法を用いるもの（平成十四年国土交通省告示第四百十一号に定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>第三条の五 法第七条の三第一項第二号の規定により市長が指定する特定工程及び同条第六項の規定により指定する特定工程後の工程は、前条第一項第四号に掲げる建築物以外の建築物にあっては別表第一の三（い）欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ同表（ろ）欄及び（は）欄に定める工程とし、<b>同号</b>に掲げる建築物にあっては別表第一の四（い）欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ同表（ろ）欄及び（は）欄に定める工程とする。</p> <p>（中間検査申請書の添付書類）</p> <p>第三条の六 省令第四条の八第一項第四号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 木造建築物にあっては、次に掲げる書類。ただし、法第六条第一</p>	<p>第一条～第三条の三 （略）</p> <p>（特定工程等の指定）</p> <p>第三条の四 法第七条の三第一項第二号の規定による特定工程の指定に係る建築物は、新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）に係る建築物で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。次項において同じ。）、長屋又は共同住宅で木造（建築物の構造耐力上主要な部分のうち、軸組工法にあっては柱、土台及びはりの大部分を、枠組壁工法にあっては耐力壁及び床枠組の大部分を木造とするものに限る。以下同じ。）のもの</p> <p>二 木造の建築物で新築等に係る部分の地階を除く階数が三以上のもの</p> <p>三 法第六条第一項第一号に掲げる建築物で木造以外のものうち、新築等に係る部分の地階を除く階数が三以上のもの</p> <p><b>四 政令第三十九条第三項に規定する特定天井を有する建築物</b></p> <p><b>五</b> 法第六条第一項第一号に掲げる建築物で、新築等に係る部分の居室における一の天井の水平投影面積が五百平方メートルを超え、かつ、当該天井のふところの最大の高さが一・五メートル以上であるもの（<b>前号に掲げる建築物を除く。</b>）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物は、法第七条の三第一項第二号の規定による特定工程の指定に係る建築物から除くものとする。</p> <p>一 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物</p> <p>二 法第六十八条の二十第一項の認証型式部材等である建築物</p> <p>三 法第八十五条第五項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物</p> <p>四 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で木造のものうち、次のいずれかに該当するもの（前項第四号<b>又は第五号</b>に該当するものを除く。）</p> <p>イ 新築等に係る部分の床面積の合計が五十平方メートル以下のもの</p> <p>ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項に規定する評価方法基準による建設住宅性能評価を受けるもの</p> <p>ハ 免震構造のもの（平成十二年建設省告示第二千九号に定める基準に適合するものに限る。）又は丸太組構法を用いるもの（平成十四年国土交通省告示第四百十一号に定める基準に適合するものに限る。）</p> <p>第三条の五 法第七条の三第一項第二号の規定により市長が指定する特定工程及び同条第六項の規定により指定する特定工程後の工程は、前条第一項第四号<b>又は第五号</b>に掲げる建築物以外の建築物にあっては別表第一の三（い）欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ同表（ろ）欄及び（は）欄に定める工程とし、<b>これらの号</b>に掲げる建築物にあっては別表第一の四（い）欄に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ同表（ろ）欄及び（は）欄に定める工程とする。</p> <p>（中間検査申請書の添付書類）</p> <p>第三条の六 省令第四条の八第一項第四号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 木造建築物にあっては、次に掲げる書類。ただし、法第六条第一</p>

項の規定による確認の申請書又は法第六条の二第一項の確認の申込書（次号において「確認の申請書等」という。）に添付した場合を除く。

イ 壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書

ロ 軸組計算書（その軸組等が政令第四十六条第四項の規定に適合しているかどうかの確認に必要な図書をいう。）又は壁量計算書（その壁の構造方法が政令第八十条の二の規定により定められた技術的基準に適合しているかどうかの確認に必要な図書をいう。）

二 基礎伏図、基礎の構造詳細図並びに柱、土台、筋かい、はりその他これらに類する部材及びこれらの部材の接合方法を明示した図書（確認の申請書等に省令第一条の三第一項の表一の（は）項に掲げる図書を添付した場合を除く。）

三 別表第一の二（い）欄に掲げる建築物の種類の違いに応じ、それぞれ同表（ろ）欄に定める図書

四 **第三条の四第一項第四号**に該当する建築物にあつては、当該天井の下地に関する図面又は仕様書

五 前各号に定めるもののほか、建築主事が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類

第四条～第十九条 （略）

（手数料の減免）

第二十条 市長は、施行条例第五条及び施行条例第六条から第十一条までに規定する手数料（以下単に「手数料」という。）については、第一号から第三号まで又は第五号に掲げる場合のいずれかに該当する場合にあつては当該各号に定める額に減額し、第四号に該当する場合にあつては免除するものとする。

一 法令の規定に基づく行政庁の処分により建築物又は建築設備を移転した場合（当該建築物若しくは建築設備又はそれらの敷地に違法事由があることにより当該処分が行われた場合を除く。） 手数料の額の二分の一に相当する額

二 都市再開発法第二百二十二条第一項の規定による補助を受けて施設建築物を建築する場合 手数料の額の二分の一に相当する額

三 災害により住宅が滅失し、又はき損した場合において、当該災害の発生した日から一年以内に当該住宅又はこれに代わる住宅の建築又は大規模の修繕をする場合 手数料の額の二分の一に相当する額

四 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する被救助者又は災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する災害を被った者が当該災害の発生した日から二年以内に建築する場合

五 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合 手数料の額に市長が定める割合を乗じて得た額

2 前項の規定により手数料の減額を受けようとする者は、手数料減額申請書に同項各号に掲げる事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第二十一条～第三十一条 （略）

附 則

1～6 （略）

7 東日本大震災その他市長が認める災害によって被害を受けたことにより第二十条第一項第四号の規定の適用を受ける者に対する同号の規定の適用については、同号中「二年以内に」とあるのは、「**三年以内**」に」とする。

項の規定による確認の申請書又は法第六条の二第一項の確認の申込書（次号において「確認の申請書等」という。）に添付した場合を除く。

イ 壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書

ロ 軸組計算書（その軸組等が政令第四十六条第四項の規定に適合しているかどうかの確認に必要な図書をいう。）又は壁量計算書（その壁の構造方法が政令第八十条の二の規定により定められた技術的基準に適合しているかどうかの確認に必要な図書をいう。）

二 基礎伏図、基礎の構造詳細図並びに柱、土台、筋かい、はりその他これらに類する部材及びこれらの部材の接合方法を明示した図書（確認の申請書等に省令第一条の三第一項の表一の（は）項に掲げる図書を添付した場合を除く。）

三 別表第一の二（い）欄に掲げる建築物の種類の違いに応じ、それぞれ同表（ろ）欄に定める図書

四 **第三条の四第一項第五号**に該当する建築物にあつては、当該天井の下地に関する図面又は仕様書

五 前各号に定めるもののほか、建築主事が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認める書類

第四条～第十九条 （略）

（手数料の減免）

第二十条 （同左）

2 （同左）

第二十一条～第三十一条 （略）

附 則

1～6 （略）

7 東日本大震災その他市長が認める災害によって被害を受けたことにより第二十条第一項第四号の規定の適用を受ける者に対する同号の規定の適用については、同号中「二年以内に」とあるのは、「**平成二十七年三月三十一日までの間**」に」とする。

別表第一 (略)

別表第一の二 (第三条の三、第三条の六関係)

(平一八、一・全改、平一九、一〇・改正)

	(い)		(ろ)		(は)
	建築物の種類		中間検査の申請図書		完了検査の申請図書
( 第三条の四第一項一) 第一号又は第二号に該当する建築物	(1)	構造方法が軸組工法によるもの	建方工事の特定工程	工事監理・工事状況報告書(木造軸組工法) 木造建築物基礎工事施工結果報告書	ブロック塀等 設置計画・工事状況報告書
	(2)	構造方法が政令第八十条の二第一項の規定により国土交通大臣が定めた枠組壁工法によるもの	建方工事の特定工程	工事監理・工事状況報告書(木造枠組壁工法) 木造建築物基礎工事施工結果報告書	ブロック塀等 設置計画・工事状況報告書
( 二) 建築物以外の建築物で新築等に係るものうち、木造のもの	—		—		ブロック塀等 設置計画・工事状況報告書
( 第三条の四第一項三) 第三号に該当する建築物	(1)	鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造若しくは組積造のもの又はプレキャスト鉄筋コンクリート造のもの	基礎工事の特定工程	工事監理・工事状況報告書(鉄筋コンクリート造(第一回特定工程)基礎・地中ばり部分) コンクリート工事施工状況報告書	コンクリート工事施工結果報告書 設置計画・工事状況報告書
	(2)	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	基礎工事の特定工程	工事監理・工事状況報告書(鉄筋コンクリート造(第二回特定工程)二階床部分) コンクリート工事施工状況報告書	鉄骨工事施工結果報告書 設置計画・工事状況報告書

別表第一 (略)

別表第一の二 (第三条の三、第三条の六関係)

(平一八、一・全改、平一九、一〇・改正)

	(い)		(ろ)		(は)
	建築物の種類		中間検査の申請図書		完了検査の申請図書
( 第三条の四第一項一) 第一号又は第二号に該当する建築物	(1)	構造方法が軸組工法によるもの	建方工事の特定工程	工事監理・工事状況報告書(木造軸組工法) 木造建築物基礎工事施工結果報告書	ブロック塀等 設置計画・工事状況報告書
	(2)	構造方法が政令第八十条の二第一項の規定により国土交通大臣が定めた枠組壁工法によるもの	建方工事の特定工程	工事監理・工事状況報告書(木造枠組壁工法) 木造建築物基礎工事施工結果報告書	ブロック塀等 設置計画・工事状況報告書
( 二) 建築物以外の建築物で新築等に係るものうち、木造のもの	—		—		ブロック塀等 設置計画・工事状況報告書
( 第三条の四第一項三) 第三号に該当する建築物	(1)	鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造若しくは組積造のもの又はプレキャスト鉄筋コンクリート造のもの	基礎工事の特定工程	工事監理・工事状況報告書(鉄筋コンクリート造(第一回特定工程)基礎・地中ばり部分) コンクリート工事施工状況報告書	コンクリート工事施工結果報告書 設置計画・工事状況報告書
	(2)	鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもの	基礎工事の特定工程	工事監理・工事状況報告書(鉄筋コンクリート造(第二回特定工程)二階床部分) コンクリート工事施工状況報告書	鉄骨工事施工結果報告書 設置計画・工事状況報告書

			程	コンクリート工 事施工状況報告 書			程	コンクリート工 事施工状況報告 書	
			建 方 工 事 の 特 定 工 程	工事監理・工事 状況報告書（鉄 筋コンクリート 造（第二回特定 工程）基礎・地 中ばり部分） 鉄骨工事施工状 況報告書 コンクリート工 事施工状況報告 書			建 方 工 事 の 特 定 工 程	工事監理・工事 状況報告書（鉄 筋コンクリート 造（第二回特定 工程）基礎・地 中ばり部分） 鉄骨工事施工状 況報告書 コンクリート工 事施工状況報告 書	
	<b>【 新 設】</b>						<b>天 井 下 地 工 事 の 特 定 工 程</b>	<b>工事監理・工事 状況報告書（特 定天井部分）</b>	
<b>（ 四）</b>	（三）項に掲げる 建築物以外の建 築物で新築等に 係るものの中 ち、木造以外の もの	—		鉄骨工事施工 結果報告書 コンクリート 工事施工結果 報告書 ブロック塀等 設置計画・工 事状況報告書		<b>（ 五）</b>	（三）項に掲げる 建築物以外の建 築物で新築等に 係るものの中 ち、木造以外の もの	鉄骨工事施工 結果報告書 コンクリート 工事施工結果 報告書 ブロック塀等 設置計画・工 事状況報告書	
備考 一 （三）項に掲げる建築物については、当該建築物の地上一階部分の主要な構造の種別によりこの表を適用する。 二 コンクリート工事施工状況報告書及び鉄骨工事施工状況報告書並びにコンクリート工事施工結果報告書及び鉄骨工事施工結果報告書については、地階を除く階数が三以上の建築物で、その延べ面積が五百平方メートルを超えるものに限る。					備考 一 （三）項に掲げる建築物については、当該建築物の地上一階部分の主要な構造の種別によりこの表を適用する。 二 コンクリート工事施工状況報告書及び鉄骨工事施工状況報告書並びにコンクリート工事施工結果報告書及び鉄骨工事施工結果報告書については、地階を除く階数が三以上の建築物で、その延べ面積が五百平方メートルを超えるものに限る。				
別表第一の三 （略）  別表第一の四 （略）  別表第二（第四条、第六条関係） （略） 別表第三 （略）					別表第一の三 （略）  別表第一の四 （略）  別表第二（第四条、第六条関係） （略） 別表第三 （略）				

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、附則第七項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条の四から第三条の六までの規定及び別表第一の二の規定は、この規則の施行の日以後に工事が着手される建築物について適用し、同日前に工事が着手された建築物については、なお従前の例による。